

オフィスe o光ネット契約約款

平成29年1月30日

株式会社ケイ・オプティコム

目 次

契約約款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 オフィスe o光ネットの種類など	2
第4条 オフィスe o光ネットの種類	
第5条 オフィスe o光ネットの品目	
第6条 データ伝送速度の制限	
第3章 オフィスe o光ネットの提供区域	2
第7条 オフィスe o光ネットの提供区域	
第4章 契約	2
第8条 契約の単位	
第9条 契約者回線の終端	
第10条 オフィスe o光ネット取扱局	
第11条 契約申込の方法	
第12条 契約申込の承諾	
第13条 最低利用期間	
第14条 品目などの変更	
第15条 契約者回線の移転など	
第16条 契約者回線の利用の一時中断	
第17条 その他の契約内容の変更	
第18条 利用権の譲渡	
第19条 契約者が行うオフィスe o光ネット契約の解除	
第20条 当社が行うオフィスe o光ネット契約の解除	
第21条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	
第22条 その他の提供条件	
第5章 付加機能	5
第1節 付加機能の提供	
第23条 付加機能の提供	
第24条 付加機能の廃止	
第6章 回線終端装置などの提供など	5
第25条 回線終端装置などの提供	
第26条 回線終端装置の移転など	
第27条 回線終端装置などの利用中止	
第7章 回線相互接続	6
第28条 当社または他社の電気通信回線との接続	
第8章 利用中止など	6
第29条 利用中止	
第30条 利用停止	
第9章 通信	7
第31条 通信利用の制限	
第32条 契約者回線による制約	
第10章 料金など	8
第1節 料金および工事などに関する費用	

第 3 3 条	料金および工事などに関する費用	
第 2 節	料金などの支払義務	
第 3 4 条	定額利用料の支払義務	
第 3 5 条	工事費の支払義務	
第 3 節	料金の計算方法など	
第 3 6 条	料金の計算方法など	
第 4 節	割増金および延滞利息	
第 3 7 条	割増金	
第 3 8 条	延滞利息	
第 1 1 章	保守	9
第 3 9 条	当社の維持責任	
第 4 0 条	契約者の維持責任	
第 4 1 条	契約者の切分責任	
第 4 2 条	修理または復旧の順位	
第 1 2 章	損害賠償	10
第 4 3 条	責任の制限	
第 4 4 条	免責	
第 1 3 章	雑則	11
第 4 5 条	承諾の限界	
第 4 6 条	利用に係る契約者の義務	
第 4 7 条	インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結	
第 4 8 条	契約者からの契約者回線の設置場所の提供など	
第 4 9 条	契約者に係る情報の利用	
第 5 0 条	技術的事項および技術資料の閲覧	
第 5 1 条	情報などの削除など	
第 5 2 条	法令に規定する事項	
第 5 3 条	閲覧	
第 5 4 条	手続きに関する料金の支払義務	
第 5 5 条	附帯サービス	
第 5 6 条	専属的合意管轄裁判所	
別 記		14
1	オフィス e o 光ネットの提供区域	
2	契約者の氏名などの変更	
3	契約者の地位の承継	
4	契約者からの契約者回線の設置場所の提供など	
5	自営端末設備の接続	
6	自営端末設備に異常がある場合などの検査	
7	自営電気通信設備の接続	
8	自営電気通信設備に異常がある場合などの検査	
9	IP アドレスまたはドメイン名に係る申請手続きの代行など	
10	新聞社などの基準	
11	技術資料の項目	
12	オフィス e o 光ネットにおける禁止事項	
13	オフィス e o 光ネットの提供に係る工事費の減額	
14	オフィス e o 光ネット取扱所の営業時間	

料金表	18
通則	18
第1表 料金	20
第2表 回線終端装置など使用料	30
第3表 工事に関する費用	31
第4表 事務手数料	33
第5表 附帯サービスに係る料金	35
別表	36
別表1 オフィスe o光ネットにおける基本的な技術的事項	
附則	37

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このオフィスe o光ネット契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりオフィスe o光ネットを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 オフィスe o光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)を使用して行う電気通信サービス
4 オフィスe o光ネット取扱局	電気通信設備を設置し、それによりオフィスe o光ネットに関する業務を行う当社の事業所
5 オフィスe o光ネット取扱所	(1) オフィスe o光ネットに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりオフィスe o光ネットに関する契約事務を行う者の事業所
6 取扱局交換設備	オフィスe o光ネット取扱局に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備などを含みます。)
7 オフィスe o光ネット契約	当社からオフィスe o光ネットの提供を受けるための契約
8 契約者	当社とオフィスe o光ネット契約を締結している者
9 契約者回線	オフィスe o光ネット契約に基づいて設置された取扱局交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
10 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
11 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
12 契約者回線など	(1) 契約者回線 (2) その他当社が必要により設置する電気通信設備
13 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービスなど(以下「JPRSなど」といいます。)によって割当てられる組織を示す名称
14 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
15 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

17 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備などの接続に係るオフィスe光ネットにおける基本的な技術的事項
18 引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱など
19 引込線	契約者回線のうち、引込柱から当社が提供する端末設備までの間の線路
20 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 オフィスe光ネットの種類など

（オフィスe光ネットの種類）

第4条 オフィスe光ネットには、次の種類があります。

種類	内容
オフィスe光ネット	光ファイバーケーブル方式により契約者回線を設置して提供するインターネット接続サービス

（オフィスe光ネットの品目）

第5条 オフィスe光ネットには、料金表第1表（料金）に規定する品目があります。

（データ伝送速度の制限）

第6条 1の契約者回線において、当社のオフィスe光ネットの提供、他の契約者のオフィスe光ネットの利用または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度を制限する場合があります。

第3章 オフィスe光ネットの提供区域

（オフィスe光ネットの提供区域）

第7条 当社のオフィスe光ネットは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

（契約の単位）

第8条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のオフィスe光ネット契約を締結します。この場合、契約者は1のオフィスe光ネット契約につき1人に限ります。

（契約者回線の終端）

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

（オフィスe光ネット取扱局）

第10条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるオフィスe光ネット取扱局に収容します。

2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上およびオフィスe光ネットに関する業務の遂行

上やむを得ない理由があるときは、オフィスe o光ネット取扱局を変更することがあります。

(注) 本条に規定する別に定める規定による場合は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する場合とします。

(契約申込の方法)

第11条 オフィスe o光ネット契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をオフィスe o光ネット取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップその他当社所定の方法によりオフィスe o光ネット契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- (1) オフィスe o光ネットの品目など
- (2) 契約者回線の終端の設置場所
- (3) その他オフィスe o光ネット契約申込の内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第12条 当社は、オフィスe o光ネットの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。また、当社はその場合、契約者回線などに係る工事の承諾を得たものとみなします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのオフィスe o光ネット契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 申込みのあった契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みをした者がオフィスe o光ネットの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(最低利用期間)

第13条 オフィスe o光ネットには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、オフィスe o光ネットの提供を開始した日から起算します。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にオフィスe o光ネット契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

また、プランまたは品目の変更を伴う変更があった場合は、変更後のプランに係る期間を新たに最低利用期間として適用します。

ただし、第21条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定によりオフィスe o光ネット契約が解除となるときは、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定するオフィスe o光ネットの提供を開始した日とは、契約者回線に係る工事を完了した日の翌日とします。なお、開始した日の翌日よりサービスの提供開始日とします。

(品目などの変更)

第14条 契約者は、オフィスe o光ネットの品目などの変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転など)

第15条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（その他の契約内容の変更）

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、第11条（契約申込の方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用権の譲渡）

第18条 オフィスe o光ネット契約に係る利用権（契約者がオフィスe o光ネット契約に基づいてオフィスe o光ネットの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりオフィスe o光ネット取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとします。

2 当社は、前項の規定によりオフィスe o光ネット契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

（1）オフィスe o光ネット契約に係る利用権を譲り受けようとする者がオフィスe o光ネットの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

（2）そのオフィスe o光ネット契約に係る契約者回線などを継続利用されないとき。

（3）その他当社が指定する条件を満たさないとき。

3 オフィスe o光ネット契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していたオフィスe o光ネットに係る権利および義務のうち当社が認める範囲の利用権に限り承継するものとします。

（契約者が行うオフィスe o光ネット契約の解除）

第19条 契約者は、オフィスe o光ネット契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめオフィスe o光ネット取扱所に書面により通知していただきます。

2 オフィスe o光ネット契約を解除する場合、契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 オフィスe o光ネット契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第3表（工事費の支払義務）に定める工事費の支払いを要します。

（当社が行うオフィスe o光ネット契約の解除）

第20条 当社は、第30条（利用停止）各号の規定によりオフィスe o光ネットの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき、そのオフィスe o光ネット契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がオフィスe o光ネットに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、オフィスe o光ネットの利用停止をしないでそのオフィスe o光ネット契約を解除することがあります。

3 当社は、前項の規定の他に技術上その他の理由でオフィスe o光ネットを提供することが著しく困難になった場合は、そのオフィスe o光ネット契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により、そのオフィスe o光ネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 第1項から第3項の解除にあたり、契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、契約者が負担するものとします。

6 オフィス e o 光ネット契約の解除に伴い、当社が契約の解除をする者は、料金表第 3 表（工事費の支払義務）に定める工事費の支払いを要します。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第 2 1 条 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線の利用の一時中断の請求があったときを除き、その契約者回線に係るオフィス e o 光ネット契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、そのオフィス e o 光ネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第 2 2 条 オフィス e o 光ネット契約に関するその他の提供条件については、別記 2 および 3 に定めるところによります。

第 5 章 付加機能

第 1 節 付加機能の提供

（付加機能の提供）

第 2 3 条 当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- （1）付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- （2）付加機能の提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難であるなど、オフィス e o 光ネットに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

（付加機能の廃止）

第 2 4 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- （1）その付加機能の提供を受けている契約者から、オフィス e o 光ネット契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったとき。
- （2）当社は、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第 6 章 回線終端装置などの提供など

（回線終端装置などの提供）

第 2 5 条 当社は、オフィス e o 光ネットの提供に必要な回線終端装置を、料金表第 2 表（回線終端装置など使用料）に定めるところにより当社が提供します。

（回線終端装置の移転など）

第 2 6 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する回線終端装置の移転を行います。

（回線終端装置などの利用中止）

第 2 7 条 当社は、保守上または工事上やむを得ないときは、回線終端装置などの利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により回線終端装置などの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 回線相互接続

(当社または他社の電気通信回線との接続)

第28条 契約者は、その契約者回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をオフィスe o光ネット取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款および料金表によりその接続が制限される場合またはその他回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第8章 利用中止など

(利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、そのオフィスe o光ネットの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工世上やむを得ないとき。

(2) 第31条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりオフィスe o光ネットの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのオフィスe o光ネットの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったオフィスe o光ネットの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのオフィスe o光ネットの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

(2) オフィスe o光ネット契約に関して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 第46条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(4) 当社の承諾を得ずに契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。

(6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であって、オフィスe o光ネットに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼし、またはこれを及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりオフィスe o光ネットの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。

(注) 本条第1項第5号に規定する別に定める規定は、別記6および8に定めるものとします。

(注) 本条第1項第6号に規定するこの約款の規定に反する行為とは、別記12に定めます。

第9章 通信

(通信利用の制限)

第31条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、またはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

4 着信が制限されるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

5 当社は、児童ポルノ画像および映像等の閲覧について、児童ポルノアドレスリストに基づき、事前に通知することなく、契約者の当該閲覧を制限することがあります。この場合、必要な限度で、当該画像および映像等の閲覧と直接関係のない情報についても制限することがあります。

(注) 本条第5項に規定する児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供するものをいいます。

(契約者回線による制約)

第32条 契約者は、当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款および料金表の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、オフィスe o光ネットを利用することはできません。

第10章 料金など

第1節 料金および工事などに関する費用

(料金および工事に関する費用)

第33条 当社が提供するオフィスe o光ネットの料金などは、料金表に定めるところによります。

第2節 料金などの支払義務

(定額利用料の支払義務)

第34条 契約者は、そのオフィスe o光ネット契約に基づいて当社がオフィスe o光ネットの提供を開始した日(付加機能または回線終端装置などの提供についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能または回線終端装置などについてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除または廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供するオフィスe o光ネットの態様に応じて料金表第1表(料金)および料金表第2表(回線終端装置など使用料)に規定する料金のうち月額で規定されているもの(以下「定額利用料」といいます。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断などによりオフィスe o光ネットを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、オフィスe o光ネットを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、オフィスe o光ネットを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオフィスe o光ネットについての定額利用料
2 契約者回線の移転に伴って、オフィスe o光ネットを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりオフィスe o光ネットを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのオフィスe o光ネットについての定額利用料

- 3 当社の故意または重大な過失によりオフィスe o光ネットを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 第2項の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)および料金表第2表(回線終端装置など使用料)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第35条 契約者は、オフィスe o光ネット契約の申込み、または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この節において「解除など」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

第3節 料金の計算方法など

（料金の計算方法など）

第36条 料金の計算方法並びに料金および工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金および延滞利息

（割増金）

第37条 契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保守

（当社の維持責任）

第39条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第40条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第41条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、当社のオフィスe o光ネットを利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、オフィスe o光ネット取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

（注）本条は、自営端末設備または自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理または復旧の順位)

第42条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合には、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第31条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にそのオフィスe o光ネット取扱局を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第43条 当社は、オフィスe o光ネットを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのオフィスe o光ネットが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、オフィスe o光ネットが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りま。以下この条において同じとします。）に対応する当該オフィスe o光ネットに係る料金表第1表（料金）および料金表第2表（回線終端装置など使用料）に規定する定額利用料（そのオフィスe o光ネットの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。
- 4 当社の故意または重大な過失によりオフィスe o光ネットの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第44条 当社は、オフィスe o光ネットに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物などに損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

ただし、別表1に定めるオフィスe o光ネットにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造などを要する場合は、当社は、その改造などに要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、契約者がオフィスe o光ネットを利用することにより得た情報など（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負わないものとします。

4 当社は、契約者がオフィスe o光ネットに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止もしくは削除されたこと、または掲載停止もしくは削除されなかったことに起因して、当該契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由の何処にかかわらず、一切責任を負わないものとします。

5 契約者が、オフィスe o光ネットの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第45条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である場合、オフィスe o光ネット契約に関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第46条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がオフィスe o光ネット契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) オフィスe o光ネット契約に関する当社の業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がオフィスe o光ネット契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品などを取り付けないこと。

(4) 当社の承諾を得ることなく、オフィスe o光ネットを利用している場所から、自営電気通信設備、またはその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為を行うことにより、

契約者の居住する住居の外に居住する者が、オフィスe o光ネットを利用できる状態としないこと。
(5) 当社がオフィスe o光ネット契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって、保管すること。

(6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、または法令に反する態様でオフィスe o光ネットを利用しないこと。

なお、別記1 2に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結)

第47条 当社は、この約款の規定によるオフィスe o光ネットを本邦内に限り提供します。

2 相互接続点またはNSPIXP (WIDEプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下この条において同じとします。)との接続点において接続を行う場合に、当社が提供するオフィスe o光ネットの範囲は、その相互接続点またはNSPIXPとの接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点またはNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

3 オフィスe o光ネット契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が別に定めるところによるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づきその料金を請求することを承認していただきます。

(契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など)

第48条 契約者からの契約者回線などの設置場所の提供などについては、別記4に定めるところによります。

(契約者に係る情報の利用)

第49条 当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、オフィスe o光ネットの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第50条 オフィスe o光ネットにおける基本的な技術的事項は、別表1に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定するオフィスe o光ネット取扱所において、オフィスe o光ネットを利用するうえで参考となる別記1 1の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(情報などの削除など)

第51条 当社は、契約者の利用が当社が別記1 2に定める禁止事項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求などが為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由でオフィスe o光ネットの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか、またはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 当社が別記1 2に定める禁止事項の各号に該当する行為をやめるように要求します。

- (2) 他者との間で、クレームなどの解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(法令に規定する事項)

第52条 オフィスe光ネットの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から8に定めるところによります。

(閲覧)

第53条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供しません。

(手続きに関する料金の支払義務)

第54条 契約者は、オフィスe光ネットに係る契約の申込み、または手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(事務手数料)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(附帯サービス)

第55条 オフィスe光ネットに関する附帯サービスの取扱いについては、別記9に定めるところによります。

(専属的合意管轄裁判所)

第56条 オフィスe光ネット契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1 オフィスe o光ネットの提供区域

オフィスe o光ネットの提供区域は、次に掲げる府県とします。

府県の区域
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部

ただし、当社のネットワークの構成上、上記表内であっても、サービスの提供ができない地域があります。

2 契約者の氏名などの変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所または料金など請求書の送付先の変更があったときは、そのことを速やかにオフィスe o光ネット取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにオフィスe o光ネット取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記4において同じとします。）または建物内において、当社が提供する契約者回線および電気通信設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が、オフィスe o光ネット契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために特別な設備を要する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）または同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条に定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させる

必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合などの検査）の規定に準じて取り扱います。

9 IPアドレスまたはドメイン名に係る申請手続きの代行など

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって株式会社日本レジストリサービスなど（以下「JPRSなど」といいます。）にその契約者回線で使用するIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）の割当て、もしくは返却またはドメイン名（JPRSなどによって割当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更もしくは廃止の申請手続きなどを行います。この場合、契約者は、JPRSなどに対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

- (2) (1) の場合、契約者は、料金表第5表（付帯サービスに係る料金）に規定するドメイン名申請手数料、IPアドレス申請手数料またはその他手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、その契約者回線においてドメイン名を利用している場合は、料金表第5表（付帯サービスに係る料金）に規定するドメインに係る維持管理料を支払っていただきます。
- (4) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、オフィスe o 光ネット契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRS などに対しドメイン名に係る申請手続きなどの代行を行う事業者であって、JPRSなどが定めるものをいいます。以下この別記9において同じとします。）の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4) の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行います。

10 新聞社などの基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

自営端末設備または自営電気通信設備に係る技術条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件

12 オフィスe o 光ネットにおける禁止事項

契約者は、オフィスe o 光ネットの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用をき損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為、または犯罪に結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物などの濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行う行為、またはインターネット上で販売などが禁止

されている医薬品を販売などする行為

- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- (9) オフィス e o 光ネットにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (10) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすましてオフィス e o 光ネットを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラムなどを送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13) 人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14) 不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (15) 当社もしくは、他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、または誘引する行為
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (22) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (23) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (24) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (25) その他、当社が不適切と判断する行為

13 オフィス e o 光ネットの提供に係る工事費の減額

当社は、契約者回線の提供に係る工事内容確認書を受領した日からその契約者回線に係る工事を完了した日までの期間が2ヶ月を超過した場合は、料金表第3表（工事に関する費用）に規定する工事費から6,000円（税込額 6,480円）を減額して適用します。

ただし、第12条（契約申込の承諾）第2項の規定に該当する場合は、この限りではありません。

14 オフィス e o 光ネット取扱所の営業時間

オフィス e o 光ネット取扱所の営業時間は、土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日ならびに12月29日から1月3日までの日をいいます。）および5月1日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間とします。

料金表

通則

(料金表の適用)

- 1 オフィス e o 光ネットに関する料金および工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法など)

- 2 当社は、契約者がそのオフィス e o 光ネット契約に基づいて支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社がオフィス e o 光ネット契約に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、定額利用料をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の初日以外の日によりオフィス e o 光ネットの提供の開始（付加機能または回線終端装置などの提供についてはその提供を開始した日）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日によりオフィス e o 光ネットの解除（付加機能または回線終端装置などについてはその廃止があった日）があったとき。
 - (3) 料金月の初日によりオフィス e o 光ネットの提供の開始（付加機能または回線終端装置などの提供についてはその提供を開始した日）を行い、その日にそのオフィス e o 光ネット契約の解除（付加機能または回線終端装置などについてはその廃止があった日）があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日により月額料金の額の改定があったとき。この場合、改定後の定額利用料は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日によりオフィス e o 光ネットの品目などの変更などにより定額利用料の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の定額利用料は、その増加または減少のあった日から適用します。
 - (6) 第34条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による定額利用料の日割は、暦日数により行います。この場合、第34条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 第43条（責任の制限）第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、2および3の規定に準じて取り扱います。
- 6 当社は、オフィス e o 光ネット契約に関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 8 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに当社が定める方法により、当社が指定するオフィス e o 光ネット取扱所または金融機関において支払っていただきます。
- 9 契約者は、料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8および9の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

1 1 当社は、料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 1 1に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

1 2 オフィス e o 光ネットに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この約款の規定により支払を要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金などの臨時減免)

1 3 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金などの減免を行ったときは、関係のオフィス e o 光ネット取扱所に提示するなどの方法により、その旨を通知します。

第1表 料金

1 適用

オフィスe o光ネットに係る料金の適用については、第35条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容												
(1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、オフィスe o光ネットの料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Gbps</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース1</td> <td>利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>利用できるIPアドレスの数が1までのものであって、最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ オフィスe o光ネットに係る通信は、契約者回線など（契約者回線、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点に限ります。）およびその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。）との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>	品 目	内 容	1Gbps		コース1	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	コース2	利用できるIPアドレスの数が1までのものであって、最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの				
品 目	内 容												
1Gbps													
コース1	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの												
コース2	利用できるIPアドレスの数が1までのものであって、最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの												
(2) 細目に係る料金の提供	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>オフィスe o光ネット取扱所の営業時間（当社が別に定めるところによります。）外に、その契約者回線について修理または復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理または復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>クラス1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	オフィスe o光ネット取扱所の営業時間（当社が別に定めるところによります。）外に、その契約者回線について修理または復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理または復旧を行うもの	クラス2	クラス1以外のもの						
区 別	内 容												
クラス1	オフィスe o光ネット取扱所の営業時間（当社が別に定めるところによります。）外に、その契約者回線について修理または復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理または復旧を行うもの												
クラス2	クラス1以外のもの												
(3) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>継続利用する期間が1年のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>継続利用する期間が2年のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は継続利用する期間（以下「継続契約期間」といいます。）が満了する場合は、継続契約期間が満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）から、継続契約期間を更新して適用します。</p> <p>ウ 継続契約期間には、オフィスe o光ネットの利用の一時中断および利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、契約者からプラン変更について申出があった場合には、その変更を当社が承諾した日から、変更後のプランによる継続契約期間の適用を開始します。</p> <p>オ 契約者は、継続契約期間の満了前にオフィスe o光ネットの廃止があった場合は、次表に規定する料金額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、更新日が属する月（以下「更新月」といいます。）内または最低利用期間内にオフィスe o光ネットの廃止があった場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>10,000円（税込額 10,800円）</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>10,000円（税込額 10,800円）</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	プラン1	継続利用する期間が1年のもの	プラン2	継続利用する期間が2年のもの	区別	料金額	プラン1	10,000円（税込額 10,800円）	プラン2	10,000円（税込額 10,800円）
区別	内容												
プラン1	継続利用する期間が1年のもの												
プラン2	継続利用する期間が2年のもの												
区別	料金額												
プラン1	10,000円（税込額 10,800円）												
プラン2	10,000円（税込額 10,800円）												

<p>(4) 最低利用期間内にオフィスe o光ネット契約の解除などがあった場合の料金の適用</p>	<p>ア オフィスe o光ネットには、下表の最低利用期間があります。</p> <table border="1" data-bbox="528 248 1369 353"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>最低利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者は、アの最低利用期間内にオフィスe o光ネット契約の解除があった場合は、第34条（定額利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（2（料金額）2-1に規定する基本額とします。）を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ プランまたは品目の変更を伴う変更があった場合は、変更後のプランに係る期間を新たに最低利用期間として適用します。</p>	区別	最低利用期間	プラン1	1年	プラン2	2年
区別	最低利用期間						
プラン1	1年						
プラン2	2年						
<p>(5) 付加機能に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社が提供する付加機能を利用した場合、2（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>イ 付加機能利用料については、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="517 703 1369 808"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1</td> <td>メニュー2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td>複数の付加機能を複合化して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	メニュー1	メニュー2以外のもの	メニュー2	複数の付加機能を複合化して提供するもの
区 分	内 容						
メニュー1	メニュー2以外のもの						
メニュー2	複数の付加機能を複合化して提供するもの						

2 料金額

2 - 1 基本額

(1) プラン1のもの

①基本料

1 契約者回線ごとに

品目	区分	料金額 (月額)
1Gbps	コース1	6,400円 (税込額 6,912円)
	コース2	9,500円 (税込額 10,260円)

②クラス2のものに係る加算料

品目	料金額
1Gbps	2,000円 (税込額 2,160円)

(2) プラン2のもの

①基本料

1 契約者回線ごとに

品目	区分	料金額 (月額)
1Gbps	コース1	5,400円 (税込額 5,832円)
	コース2	7,500円 (税込額 8,100円)

②クラス2のものに係る加算料

品目	料金額
1Gbps	2,000円 (税込額 2,160円)

2 - 2 付加機能利用料

(1) メニュー1のもの

	区分	単位	料金額 (月額)
1 電子メール機能	取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。	1のメールアドレス利用 (5GB)	無料
	備考	ア 当社は1の契約者回線につき1のメールアドレスを割当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は5GBとします。 イ 当社は、オフィスe光ネット契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを契約者に通知します。 ウ 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異議申立てがあり、その契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてオフィスe光ネットの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。 エ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（オの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。	

2 メールホスティング機能	取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。	メールアドレス	10 までごとに	1,000 円 (税込額 1,080 円)
		電子メール蓄積容量	150MB	3,000 円 (税込額 3,240 円)
			250MB	4,500 円 (税込額 4,860 円)
			500MB	7,500 円 (税込額 8,100 円)
			1GB	12,000 円 (税込額 12,960 円)
			2.5GB	25,000 円 (税込額 27,000 円)
			5GB	40,000 円 (税込額 43,200 円)
備考	<p>ア 本機能を利用する契約者は、メールアドレスの数および電子メール蓄積容量を選択していただきます。</p> <p>イ 契約者は、メールアドレスの数および電子メール蓄積容量の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 当社は、オフィス e o 光ネット契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>エ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>オ 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異議申立てがあり、その契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてオフィス e o 光ネットの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>カ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（オの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>			
3 メーリングリスト機能	仮想メールアドレス（契約者からあらかじめ当社のサーバに登録したメーリングリストに対して当社が割当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに係る着信者に配信する機能をいいます。	1 メーリングリストごとに	1,000 円 (税込額 1,080 円)	
			備考	<p>ア メールホスティング機能を利用している契約者に限り提供します。</p> <p>イ 当社は、1 のメーリングリストに対して1 の仮想メールアドレスを割り当てます。</p> <p>ウ メーリングリスト機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1 のメーリングリストにおいて1,000人までとします。</p> <p>エ 1 の契約者において、作成することができるメーリングリストの数は最大3メーリングリストまでとします。</p> <p>オ 契約者は、メーリングリスト内のメールアドレスを追加または削除する管理者（以下「メーリングリスト管理者」といいます。）を1 のメーリングリストごとに当社のサーバに登録していただきます。</p> <p>カ 契約者は、そのメーリングリスト管理者の変更を請求することができます。この場合には、当社が別に定める方法により、当社に届け出ていただきます。</p> <p>キ メーリングリストに係るメールアドレスの登録および変更は、当社が別に定める方法により、行っていただきます。</p>

4 ウェブホ スティング 機能	オフィスe o光ネット取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積または転送などを行うことができる機能をいいます。	ホーム ページ アドレス	1のホ ームペ ージア ドレス ごとに	2,000円 (税込額 2,160円)
		ホーム ページ 蓄積容量	30MB	3,000円 (税込額 3,240円)
			50MB	4,500円 (税込額 4,860円)
			100MB	7,500円 (税込額 8,100円)
			200MB	12,000円 (税込額 12,960円)
			500MB	25,000円 (税込額 27,000円)
			1GB	40,000円 (税込額 43,200円)
備考	<p>ア 本機能を利用する契約者は、ホームページ蓄積容量を選択していただきます。</p> <p>イ 契約者は、ホームページ蓄積容量の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときその他オフィスe o光ネット契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、または消去することがあります。</p> <p>エ 当社は、現にホームページとして蓄積している情報に対し、当社が別に定めるソフトウェアを用いてコンピューターウイルスまたは不正なプログラムなど（以下「ウイルスなど」といいます。）の検知を行います。ただし、本検知については当社が別に定めるパターンファイル（ウイルスなどを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）に基づき実施するものであり、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、エの規定によるウイルスなどの検知によりホームページ上に有害な情報が含まれていると認めた場合、または他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、または法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>カ 当社は、オの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止された契約者が、なおその事実を解消しないときは、その契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>キ オからカまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことを契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことを契約者に通知します。</p> <p>ケ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（ウからカまでの規定およびクの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>			

5 ホームページアクセス統計機能	4 欄に規定するウェブホスティング機能により公開されたホームページへのアクセス状況などの情報を提供する機能をいいます。 備考 本サービスにおいて提供される情報の内容は、当社が別に定めるところによります。	1 のホームページアドレスごとに	5,000 円 (税込額 5,400 円)
6 ウイルスチェック機能	オフィス e o 光ネットに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス（通信やコンピュータなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。 備考 ア メールホスティング機能を利用している契約者に限り提供します。 イ 当社は、1 のドメイン名につき 1 の機能を提供します。 ウ 本機能は、1 のドメイン名に係るメールアドレスの数について、適用しません。 エ 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。 オ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 カ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 キ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。 ク 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。	10 のメールアドレスごとに	1,500 円 (税込額 1,620 円)
7 同時通信可能着信先数追加機能	オフィス e o 光ネットの 1 の契約者回線に同時に通信を行うことが可能な着信先数を追加することを可能とする機能 備考 ア 当社は、1 の契約者回線につき 1 の機能を提供します。 イ 当社は、1 の機能につき 1 の動的グローバルアドレスを提供します。	1 の同時通信追加機能利用につき	200 円 (税込額 216 円)

(2) メニュー2のもの

区 分		単 位		料金額 (月額)		
ホスティング パックサービ ス	(1) メールホスティング機能およびウェブホスティング機能 オフィスe o光ネット取扱局に設置される電子メールおよびホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積および転送を行う機能および当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。	パ ッ ク 1	メールアドレスの数	5まで	3,000円 (税込額 3,240円)	
			電子メール蓄積容量	5GB		
			ホームページ蓄積容量	100MB		
			ウイルスチェック機能	—		
			メールリングリスト機能	—		
	(2) ウイルスチェック機能 オフィスe o光ネットに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス (通信やコンピュータなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。) が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	パ ッ ク 2	メールアドレスの数	10まで	4,800円 (税込額 5,184円)	
				電子メール蓄積容量		10GB
				ホームページ蓄積容量		100MB
				ウイルスチェック機能		—
				メールリングリスト機能		—
	(3) メールリングリスト機能 仮想メールアドレス (契約者からあらかじめ当社のサーバに登録したメールリングリストに対して当社が割当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。) 宛に送られたメールを、仮想メールアドレスに係る着信者に配信する機能をいいます。	パ ッ ク 3	メールアドレスの数	20まで	8,800円 (税込額 9,504円)	
				電子メール蓄積容量		20GB
				ホームページ蓄積容量		150MB
				ウイルスチェック機能		—
				メールリングリスト機能		—
		パ ッ ク 4	メールアドレスの数	50まで	15,200円 (税込額 16,416円)	
				電子メール蓄積容量		40GB
				ホームページ蓄積容量		150MB
				ウイルスチェック機能		—
				メールリングリスト機能		—
	パ ッ ク 5	メールアドレスの数	100まで	23,000円 (税込額 24,840円)		
			電子メール蓄積容量		75GB	
			ホームページ蓄積容量		200MB	
			ウイルスチェック機能		—	

			メールリング リスト機能	—	
		パ ッ ク 6	メールアド レスの数	150 まで	30,000 円 (税込額 32,400 円)
			電子メール 蓄積容量	100GB	
			ホームペー ジ蓄積容量	200MB	
			ウイルスチ ェック機能	—	
			メールリング リスト機能	—	
		パ ッ ク 7	メールアド レスの数	200 まで	38,000 円 (税込額 41,040 円)
			電子メール 蓄積容量	125GB	
			ホームペー ジ蓄積容量	250MB	
			ウイルスチ ェック機能	—	
			メールリング リスト機能	—	

備考	<p>1の契約者回線で利用できる本サービスのパックの数は5までとし、それぞれの機能の提供条件などに基づき本サービスを提供します。</p> <p>(1) メールホスティング機能およびウェブホスティング機能</p> <p>ア 当社は、1のウェブホスティングの機能により1のホームページアドレスを提供します。</p> <p>イ 当社は、オフィスe o光ネット契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>ウ 契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者などから異議申立てがあり、その契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについてオフィスe o光ネットの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>エ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(ウの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、または消去することがあります。</p> <p>カ 当社は、現にホームページとして蓄積している情報に対し、当社が別に定めるソフトウェアを用いてコンピューターウイルスまたは不正なプログラムなど(以下「ウイルスなど」といいます。)の検知を行います。ただし、本検知については当社が別に定めるパターンファイル(ウイルスなどを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)に基づき実施するものであり、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>キ 当社は、カの規定によるウイルスなどの検知によりホームページ上に有害な情報が含まれていると認めた場合、または他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、または法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>ク 当社は、キの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止された契約者が、なおその事実を解消しないときは、その契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p>
----	---

ケ キからクまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことを契約者に通知します。

コ 当社は、契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことを契約者に通知します。

サ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（オからクまでの規定およびコの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。

シ 本サービスを利用する場合には、第5表（附帯サービスに係る料金）2（料金額）Aのイ（ドメインに係る維持管理料）の規定に係わず、その料金は適用しません。

(2) ウイルスチェック機能

ア 当社は、1のドメイン名につき1の機能を提供します。

イ 本機能は、1のドメイン名に係るメールアドレスの数について、適用します。

ウ 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。

エ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

カ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。

キ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。

(3) メーリングリスト機能

ア 当社は、1のメーリングリストに対して1の仮想メールアドレスを割り当てます。

イ メーリングリスト機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメーリングリストにおいて1,000人までとします。

ウ 1の契約者において、作成することができるメーリングリストの数は最大3メーリングリストまでとします。

エ 契約者は、メーリングリスト内のメールアドレスを追加または削除する管理者（以下「メーリングリスト管理者」といいます。）を1のメーリングリストごとに当社のサーバに登録していただきます。

オ 契約者は、そのメーリングリスト管理者の変更を請求することができます。この場合には、当社が別に定める方法により、当社に届け出ていただきます。

カ メーリングリストに係るメールアドレスの登録および変更は、当社が別に定める方法により、行っていただきます。

第2表 回線終端装置など使用料

1 適用

回線終端装置の適用については、第25条（回線終端装置などの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
回線終端装置に係る料金の適用	当社は、契約者回線の終端に接続される回線終端装置を設置します。

2 回線終端装置など使用料の額

種 別	単 位	料金額（月額）
回線終端装置使用料	1の契約者回線ごとに1台	500円（税込額 540円）

第3表 工事に関する費用

1 適用

オフィスe o光ネットに係る工事費の適用については、第35条（工事費の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線などの工事において、1の工事ごとに適用します。										
(2) 移転などの場合の工事費の適用	契約者回線などの移転などの工事費は、移転先が同一構内または、同一建物内である場合は、別に算定する実費を適用し、それ以外の場合については、契約者回線などの廃止に係る工事および移転先の契約者回線などの設置に係る工事費の額を適用します。										
(3) 工事の適用区分	<p>工事の適用区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事</td> <td>契約者回線などの設置または品目の変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 契約者回線の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事</td> <td>契約者回線の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 契約者回線などの廃止に係る工事</td> <td>当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事	契約者回線などの設置または品目の変更の場合に適用します。	(イ) 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線の一時中断の場合に適用します。	(ウ) 利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事	契約者回線の一時中断の再利用の場合に適用します。	(エ) 契約者回線などの廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。
工事の区分	適 用										
(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事	契約者回線などの設置または品目の変更の場合に適用します。										
(イ) 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線の一時中断の場合に適用します。										
(ウ) 利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事	契約者回線の一時中断の再利用の場合に適用します。										
(エ) 契約者回線などの廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。										
(4) 割増工事の適用	<p>当社は、次の工事を行った場合は、2（工事費の額）に別に算定する実費を加算して適用します。</p> <p>(ア) 引込柱以降における建柱、または管路工事など</p> <p>(イ) 無電柱化地域に係る工事</p> <p>(ウ) 集合住宅に係る工事</p> <p>(エ) その他当社が別に定める工事</p>										
(5) 工事費の減額適用	<p>ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、オフィスe o光ネットの提供の開始に遅延が生じた場合は、当社が別に定める規定によりその工事費の額を減額して適用します。</p> <p>イ 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様などを勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>										

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
(1) 契約者回線などの設置などに係る工事	1の工事ごとに	27,000円 (税込額 29,160円)
(2) 契約者回線の一時中断などに係る工事		1,500円 (税込額 1,620円)
(3) 利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事		1,500円 (税込額 1,620円)
(4) 契約者回線などの廃止に係る工事		別に定める実費
備考 上記工事、および契約者回線などの設置に伴い、特別な工事を要する場合には、1（工事費の適用）（4）（割増工事の適用）で定める費用を支払っていただきます。		

第4表 事務手数料

1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 事務手数料に係る料金の適用	<p>ア オフィス e o 光ネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</p> <p>イ 契約者からの請求により、そのオフィス e o 光ネット契約の品目などの変更を行う場合には、契約者は2（料金額）に規定する変更事務手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ 契約者からの請求により、当社のDNSなどの設定または付加機能の提供もしくは内容の変更を行う場合には、契約者は2（料金額）に規定する事務手数料の支払いを要します。</p> <p>エ オフィス e o 光ネット契約に係る利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに契約譲渡手数料を適用します。</p>
(2) 事務手数料の適用除外または減額適用など	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

2 料金額

(1) 契約事務手続きに係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) 契約事務手数料	—	1 契約ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
(イ) 変更事務手数料	—	1 契約ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
(ウ) 契約譲渡手数料	—	1 申込ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)

(2) DNSなどの設定に係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) プライマリDNS初期設定料	当社のDNS環境に、プライマリDNSを設定することが必要となる場合	1 ドメイン名に係る設定ごとに	5,000円 (税込額 5,400円)
(イ) セカンダリDNS初期設定料	当社のDNS環境に、セカンダリDNSを設定することが必要となる場合	基本額	1 申込ごとに 2,000円 (税込額 2,160円)
		加算額	1 の申込みにおいて、5ドメイン名を超える場合、5ドメイン名を超える部分について、5ドメインごとに 5,000円 (税込額 5,400円)
(ウ) DNS設定料	当社のDNS環境の変更が必要となる場合	1 設定ごとに	2,000円 (税込額 2,160円)
(エ) その他設定料	(ア) から (ウ) 以外の設定が必要となる場合	1 設定ごとに	5,000円 (税込額 5,400円)

(注) 付加機能メニュー2を利用する契約者に限っては、この表の(ア)プライマリDNS初期設定料および(イ)セカンダリDNS初期設定料の規定にかかわらず、(3)の②の(ア)初期登録料に規定

するところによります。

(3) (1)、(2) 以外のもの

①付加機能メニュー1に係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) メールホスティング機能登録料	メールホスティング機能の利用を開始する場合	1機能ごとに	5,000円 (税込額 5,400円)
(イ) ウェブホスティング機能登録料	ウェブホスティング機能の利用を開始する場合	1機能ごとに	5,000円 (税込額 5,400円)
(ウ) ホームページアクセス統計機能登録料	ホームページアクセス統計機能の利用を開始する場合	1機能ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
(エ) 各種変更手数料	メールアドレスの追加、メール蓄積容量追加、ホームページ蓄積容量追加、メールリングリスト初期・追加、ウイルスチェック設定変更、パスワード再発行などを行う場合	1申込ごとに	258円 (税込額 278円)

②付加機能メニュー2に係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) 初期登録料	ホスティングサービスの利用を開始する場合 (DNS初期設定を含みます。)	1申込ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
(イ) 各種変更手数料	パスワード再発行などまたは付加機能の変更をする場合	1申込ごとに	258円 (税込額 278円)

第5表 附帯サービスに係る料金

1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、次のとおりとします。

代行申請などに係るもの

区 分	内 容
(1) 代行申請などに係る料金の適用	契約者からの請求により、当社がJPRSなどへの代行申請などを行う場合には、契約者は2（料金額）の支払いを要します。
(2) 代行申請などに係る料金の適用除外または減額適用など	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、代行申請などに係る事務処理の態様などを勘案して別に定めるところにより、代行申請などに係る料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

2 料金額

代行申請などに係るもの

ア ドメイン名申請手数料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名に係るJPRSなどへの代行申請手数料	1のドメイン名申請ごとに	1,000円 (税込額 1,080円)

(注) 上記の手数料のほか、JPRSなどへの手数料（実費）が必要となります。

イ ドメインに係る維持管理料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに	500円 (税込額 540円)
プライマリDNS維持管理料	1ドメイン名ごとに	1,000円 (税込額 1,080円)
セカンダリDNS維持管理料	1ドメイン名ごとに	300円 (税込額 324円)

(注) セカンダリDNS維持管理料は5ドメインまでは無料とします。

ウ IPアドレス申請手数料

区 分	単 位	料金額
IPアドレスに係るJPRSなどへの代行申請手数料	1申請ごとに	1,000円 (税込額 1,080円)

(注) コース2のものを利用する契約者に限り提供します。

(注2) 上記の手数料のほか、JPRSなどへの手数料（実費）が必要となります。

エ その他申請手数料

区 分	単 位	料金額
アからウ以外のJPRSなどに係るその他申請手数料	1申請ごとに	1,000円 (税込額 1,080円)

別表1 オフィス e o 光ネットにおける基本的な技術的事項

品 目	物理的条件	相互接続回路
1Gbps	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 または IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3 10BASE-T 準拠

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 16 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 30 日から実施します。